教化団体の研修における
新型コロナウイルス感染予防
ガイドライン

寺院活動支援部＜組織教化担当＞
２０２１（令和３）年１２月１７日策定

目　次　　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

１．はじめに　　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
２．参加者の研修開始までの予防対策等　　・・・・・・・・・・Ｐ２
３．参加者の予防措置について　　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
４．講師及びスタッフにおける予防措置について・・・・・・・・・Ｐ４
５．研修会場における予防対策　　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
６．宿泊施設における予防対策　　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
７．参加者、講師等から体調不良者が出た場合の対応　・・・・・・Ｐ５
８．参加者、講師等から感染者・濃厚接触者が出た場合の対応　・・Ｐ５
９．研修後に参加者、講師等から感染者が発生した場合の対応　・・Ｐ６

【濃厚接触者の定義】

・濃厚接触者とは、陽性者（患者）の感染可能期間（陽性確定に係る検体採取日の2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまで）に接触した者の内、次の範囲に該当する者
・患者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
・適切な感染防護（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護又は介護をした者
・患者の気道分泌液又は体液などの汚染物に直接触れた可能性のある者
・その他：手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者

（参考）国立感染症研究所感染症疫学センター
「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

１．はじめに

本ガイドラインは、寺院活動支援部＜組織教化担当＞が所掌する教化団体（仏教婦人会総連盟、仏教壮年会連盟、少年連盟、仏教青年連盟及びスカウト指導者会）の研修に関して、新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減する方策を整理し、研修に関わる参加者、講師等お互いが遵守する事項等を定めたものである。

規定する具体的な方策は、感染を拡大させるリスクが高いとされている、密閉空間（換気の悪い空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（以下「３つの密」という。）を避け、手洗いや手指の消毒、マスクの着用などの基本的な感染対策を継続する**「新しい生活様式」の実践**を前提とした。なお、本ガイドラインの内容は、今後の国の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見などを踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

研修実施にあたっては、本ガイドラインを熟読、周知のうえ、個人の感染予防にとどまらず、研修に関わる全ての者の感染リスクを最小限に減らすことを目指して感染予防対策を実施するもの。

※以下、「感染」と表記するものは、「新型コロナウイルス感染症【COVID-19】」についての感染を指す。

２．参加者の研修開始までの予防対策等

（１）参加者は、次の内容の「誓約書」を参加初日に提出すること。

① 参加するにあたり、本ガイドラインの内容を熟知し、これを遵守すること。また、寺院活動支援部＜組織教化担当＞からの感染防止にかかる指示に従うこと。

② 参加には感染リスクがあることを承知し、万一感染した場合は異議申し立てを行わないこと。

③ 期間中に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を発症した場合は、寺院活動支援部＜組織教化担当＞に連絡し、保健所、医療機関の指示に従うこと。

④ やむを得ず感染の拡大を防止する目的で、寺院活動支援部＜組織教化担当＞が、日程を変更又は研修を中止することについて異議申し立てを行わないこと。

⑤ 研修期間中、「新しい生活様式」を実践し、自己の感染予防に取り組むこと。感染を誘発する行為を自粛すること。

⑥ 感染について、自己防衛することだけではなく、常に相手に対してのエチケットを考えて行動すること。

（２）参加２週間前より朝夕の体温測定を行い、健康状態について寺院活動支援部＜組織教化担当＞作成の「健康チェックシート」に記録し、参加初日に提出すること。
（３）研修前72時間以内に新型コロナウイルスのＰＣＲ検査を受けるか、又は研修会場到着時に新型コロナウイルスの抗原検査を受けること。
（４）新型コロナウイルスワクチン接種の有無を寺院活動支援部＜組織教化担当＞へ報告すること。接種の有無によって参加内容や研修中の行動の制限は一切行わない。
（５）参加前に次の①～④に該当する場合は、速やかに寺院活動支援部＜組織教化担当＞連絡し、今後の判断を仰ぐこと。
① 参加初日以前２週間において、３７．５度以上の発熱や軽い風邪症状（のどの痛み、咳、発熱）があった場合。
② 新型コロナウイルス感染症が確定された者との濃厚接触がある場合。
③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる、又は感染が確定している者がいる場合。
④ 過去１４日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

３．参加者の予防措置について

ガイドラインに記載の「新しい生活様式」を実践し、各項目の内容を遵守して自己の感染予防に取り組むこと。
研修中は毎日検温を実施し、検温記録を作成する（オンライン研修時も同様）。体調不良の場合は、すぐに寺院活動支援部＜組織教化担当＞に報告して「７．参加者、講師等から体調不良者が出た場合の対応」に従って行動すること。
（１） 研修中はマスク着用を原則とし、咳エチケットを心掛ける。また定期的な換気をし、こまめな手指消毒を徹底する。
（２） 道具や施設を常に消毒し、消毒がしづらい法具などを使用する場合は使用前に手指消毒を徹底する。
（３） 話し合い法座等を行う際は、換気をよくし、人との距離を２メートル以上確保できる状態を保つこと。
（４） 休憩時間の談話は大声による飛沫拡散に注意する。

４．講師及びスタッフにおける予防措置について

ガイドラインに記載の「新しい生活様式」を実践し、各項目の内容を遵守して自己及び参加者の感染予防に取り組み、啓発すること。

（１） 研修会場到着時に検温及び新型コロナウイルスの抗原検査を実施し、記録する。体調不良及び抗原検査陽性の場合は、講義等を行わない。

★地域の相談窓口等への連絡や医療機関で受診のうえ適切な治療や指示を仰ぐこと。

（２） 研修中はマスク着用を原則とし、咳エチケットを心掛ける。また換気の状態に注意し、こまめな手指消毒を徹底する。特に参加者と近接して会話する場合は配慮すること。

（３） 講義等は大声による飛沫拡散を避けるため、マイクにて拡声する。演台（アクリル板設置）では講義等の時にマスクを外してもよい。

（４） 配布物の配布は手袋を装着するか、手指消毒のうえ行うこと。

５．研修会場における予防対策

（１） 全般

① 原則としてマスク着用とする。
② 会場・部屋等の清掃、消毒、換気を徹底。
③ 施設備品の消毒を徹底。
④ 石鹸での手洗いの励行やアルコール消毒液を各所に配置して入室前の手指消毒を徹底する。
⑤ 予防啓発掲示物を各所に掲示する。

（２）各室

① 講義等の際、大声による飛沫拡散を防止するためマイクを使用する。
② 着座位置は人との間隔を１メートル以上離す。

（３）事務所

① 配布物の印刷・配布者は、手指消毒の上取り扱うこと。
② 金銭を扱った場合は、手指消毒を徹底する。

（４）通路、階段等

① 多人数で移動の際は間隔を取り歩行する。
② 喫煙場所での喫煙は、対面せず、談話は禁止する。

（５）その他

① 本ガイドラインに規定されない事項が生じた場合は、使用形態に応じて「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努めること。

６．宿泊施設における予防対策

（１）宿泊施設での注意点

① 石鹸での手洗いを励行し、アルコール消毒液の手指消毒を徹底する。また、手を拭くタオルは共用せず個人のタオルを使用すること。

② 宿泊施設を移動するときはマスクを着用する。

（２）居室での過ごし方

① 自室以外の居室を訪れることは禁止する。

② 定期的に窓を開けて換気を行う。

（３）食事の際の注意点

① 食事前後には必ず手洗い、手指のアルコール消毒を行う。

② 一つの食卓に複数人が着席する場合は、食卓上に衝立を設置し、飛沫感染を防止する。

③ 黙食を基本とし、食事中の不必要な会話は禁止する。

（４）トイレ・洗面所について

① 洋式トイレは蓋を閉めて汚物を流す。

② 使用後は必ず手洗いを行う。

（５）その他

① 本ガイドラインに規定されない事項が生じた場合は、使用形態に応じて「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努めること。

７．参加者、講師等から体調不良者が出た場合の対応

（１）体調不良を訴えた者は、速やかに寺院活動支援部＜組織教化担当＞へ連絡。

（２）宿泊施設にて静養。

（３）医療機関へ電話相談、又は受診をし、医師の指導に従う。

８．参加者、講師等から感染者・濃厚接触者が出た場合の対応

（１） 保健所からの指示に従って対応する。

（２） 感染者・濃厚接触者は保健所及び医療機関等の指示に従うこと。

（３） 参加者全員の家族等に、感染者又は濃厚接触者が出たことを連絡する。

（４） 感染者・濃厚接触者との関わりを含め、感染経路及び濃厚接触に該当する者を特定するための情報を整理する。

（５） 関係者は、感染拡大を防ぐ目的において保健所が発する指示・命令に応じて、外出自粛、自宅待機などに協力する。

（６）研修継続については、保健所の指示に基づき対応を判断するが、著しく研

修継続が困難と判断される場合は、保健所の指示を待たず、総局は研修中止を決定することができる。

９．研修後に参加者、講師等から感染者が発生した場合の対応

（１） 研修終了後、２週間以内に感染が確定した場合は、直ちに寺院活動支援部＜組織教化担当＞まで報告すること。

（２） 連絡があった場合は、保健所の指示を仰ぎ、場合によっては他の参加者及び講師等に状況報告を行う。

以　上